

緊急是正法に基づく区割りの改定案の作成方針（素案）

平成24年12月27日
衆議院議員選挙区画定審議会

1. 改定対象選挙区

- (1) 人口の最も少ない都道府県の区域内の選挙区
- (2) 選挙区の数が増加することとなる都道府県の区域内の選挙区
- (3) 2（1）の基準に適合しない選挙区
- (4) （3）に掲げる選挙区を2（1）の基準に適合させるために必要最小限の範囲で行う改定に伴い改定すべきこととなる選挙区
具体的には、（3）に掲げる選挙区に隣接する選挙区に限るものとする。

2. 改定対象選挙区の区割り基準

- (1) 各選挙区の人口は、人口の最も少ない都道府県の区域内における人口の最も少ない選挙区の人口以上であって、かつ、当該人口の2倍未満とする。
- (2) 1（1）に掲げる選挙区の改定案の作成に当たっては、当該都道府県の区域内の各選挙区の人口の均衡を図るものとする。
- (3) 1（3）及び（4）に掲げる選挙区の改定案の作成に当たっては、選挙区の区域の異動は、（1）の基準に適合させるために必要最小限とするものとする。
- (4) 選挙区は、飛地にしないものとする。
- (5) 選挙区の改定に当たっては、市（指定都市にあっては行政区）区町村の区域は、分割しないことを原則とする。
ただし、次の場合には、市区町村の区域は分割するものとする。
 - (イ) 選挙区が一の市区町村（市区町村の区域が分割されている場合を含む。）で構成されている場合で、当該選挙区の人口が、人口の最も少ない都道府県の区域内における人口の最も少ない選挙区の人口の2倍以上である場合
 - (ロ) 1（3）及び（4）に掲げる選挙区の改定において、市区町村単位の改定ではそれぞれの選挙区の人口を（1）の基準に適合させることができない場合
 - (ハ) 選挙区が飛地となることを避けるために必要な場合

(6) 選挙区の改定に当たっては、郡（北海道にあつては総合振興局又は振興局）の区域は、分割しないことを原則とする。

ただし、次の場合には、郡の区域は分割することができるものとする。

(イ) (1)の基準に適合する選挙区を設けるために必要な場合

(ロ) (2)の基準に沿った選挙区を設けるために必要な場合

(ハ) 選挙区が飛地となることを避けるために必要な場合

(ニ) 郡の区域が現に他の郡市により分断されている場合又は郡の区域に離島を含む場合

(7) 地勢、交通その他の自然的社会的条件を総合的に考慮するものとする。

3. 改定案作成の作業手順

以下の作業手順に沿って改定作業を行うものとする。

(1) まず、1 (1) に掲げる選挙区について、2 に掲げる改定対象選挙区の区割り基準（以下「区割り基準」という。）に適合するように改定原案を作成するものとする。

(2) 1 (2) に掲げる都道府県については、当該都道府県の区域内にある選挙区のうち、その人口が最も少ないものを手がかりとし、区割り基準に適合するように改定案を作成するものとする。

(3) 1 (3) 及び(4) に掲げる選挙区については、区割り基準に適合するように改定案を作成するものとする。

(4) 作業の結果得られた区割りの改定案が、合理的かつ整合性のとれたものになっているかどうかの総合的な検討を行うものとする。